

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 公法上の法人の指定

事業者に対し、評価書について意見を述べることが必要な場合に、環境大臣に助言を求めらるるよう努めなければならぬ公法上の法人は、港湾法第四条第一項の規定による港務局とすること。
(第十三条関係)

第二 方法書について意見を述べることができる市の指定

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の全部が一の市の区域に限られるものである場合に、事業者に対し、方法書について意見を述べることができる市は、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市、及び福岡市とすること。
(第九条関係)

第三 給付金の指定

環境影響評価法による環境影響評価の対象事業の要件となる補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項第四号の政令で定める給付金は、地域自主戦略交付金、沖縄振興自主戦略交付金、社会資

本整備総合交付金とすること。

(第四条関係)

第四 施行期日等

- 一 この政令の施行期日について定めること。
- 二 関係法施行令について所要の改正を行うこと。

(附則第一条関係)

(附則第二条関係)